

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和55年条約第14号）、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号）、競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）、本件調達に係る入札公告並びに入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）のほか、国有林野事業が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付された者であること。

エ 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）」に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

カ 入札公告等において日本産業規格を指定した場合にあつては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

キ 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあつては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

ク 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

ケ 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札及び開札

(1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。分任契約担当官において呈示する。以下同様。）の契約書案及び添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者は、国有林野事業が定めた入札書等を直接提出しなければならない。郵便、電話、電報、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書等に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名又は署名（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (7) 入札書等は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 競争参加者は、入札書等の記載事項を訂正することができない。
- (9) 競争参加者は、その提出した入札書等の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書等を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (12) 競争参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が競争参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (15) 入札公告等により一般競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名されることを条件にあらかじめ入札書等を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札場には、競争参加者又はその代理人及びその関係者並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 競争参加者又はその代理人及びその関係者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (21) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (22) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。

- (23) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあっては引続き、その他の場合にあっては契約担当官等が定める日時において入札をする。
- (24) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

4 入札の辞退

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（任意様式）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札を辞退する者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札の無効

- (1) 入札書等で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
- ア 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書等
- イ 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書等
- ウ 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名のない入札書等
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札書等
- オ 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書等
- カ 入札金額の記載が不明確な入札書等
- キ 記載事項を訂正した入札書等
- ク 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書等
- ケ 入札公告等において示した入札書等の受領最終日時までに到達しなかった入札書等
- コ 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- サ 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- シ コの入札保証金又はサの入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- ス 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- セ その他入札に関する条件に違反した入札書等

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

7 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（7日を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）別紙様式による契約書の取り交しをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

9 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

10 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおりとする。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。

入札者注意書

- 1 入札希望者は、入札公告書、物件内訳書、売払条件、物品売買契約書（案）、本注意書及び四国森林管理局競争契約入札心得を熟覧の上、入札して下さい。
- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出して下さい。
なお、共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札を行って下さい。
- 3 入札者は、入札前に法人にあつては法人登記簿謄本、個人にあつては本籍地の市町村長等の発行する身分証明書等を提出して下さい。
なお、共同買受けの場合は、それぞれの法人登記簿謄本（個人にあつてはそれぞれの身分証明書等）を提出して下さい。
- 4 入札者は、入札前に入札保証金として見積もる契約金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければなりません。
- 5 入札書は、所定の用紙を使用し入札番号、入札金額、住所、入札者名を記入の上、入札締切り時刻前に入札箱に入れて下さい。
- 6 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- 7 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。
- 8 開札は指定した場所および日時に入札者の面前で行い予定価格以上の最高入札者を落札人とします。ただし、両価格の最高入札者が2名以上のときは、直ちに、くじで落札者を決めます。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に抵触する者が入札したもの。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当するもの。
 - (3) 汚染、損傷等により、入札番号、入札金額、入札者名の確認できないもの。
 - (4) 入札金額を訂正したもの。
 - (5) 委任状を持参しない代理人が入札したもの。
 - (6) 入札保証金を差し出さないもの及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たないもの。
 - (7) 郵便をもって入札書を送付したもの。
 - (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (9) その他入札に関する条件に違反したもの。
- 10 入札者の連合又は不穏な挙動その他の理由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。

- 11 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があってもこれは受理できません。
- 13 不落に係る入札保証金は、入札終了後返還します。この場合、利息は付しません。
- 14 落札者の入札保証金は、17に定める契約保証金に充当いたします。
- 15 落札者が落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しないときは、その落札を取り消し、入札保証金は国庫に帰属します。
- 16 契約は、契約書に双方記名押印したときに成立します。
- 17 落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）の100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければなりません。
 - (1) この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属します。
 - (2) 納付した契約保証金は、売買代金に充当します。
- 18 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。
- 19 本注意書に定めのない事項は、すべて会計法規に定めるところにより処理します。

以 上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとくき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、法人にあつては法人登記簿謄本、個人にあつては本籍地の市町村長等の発行する身分証明書等の提出をもって誓約します。